



# 鳥取県公報

令和5年4月11日（火）  
第9488号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等の一部改正（185）（物品契約課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による医療機関の指定（186）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による指定医療機関の変更の届出（187）（〃）・・・・・・・・・・ 3 鳥取県立農村総合研修所の利用料金の一部改正（188）（農林水産政策課）・・・・・・・・ 3 指定障害福祉サービス事業者の指定（189）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 4 使用料等の収納事務の委託（190）（会計指導課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 分担金等の収納事務の委託（191）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 県税の収納事務の委託（192）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
◇ 病院局告 示	鳥取県立厚生病院の医療事務に係る医療費の収納事務の委託（6）（総務課）・・・・・・・・ 5
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（教育センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 随意契約の相手方の決定（広報課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 落札者の決定（教育センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

# 告 示

## 鳥取県告示第185号

令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）の一部を次のように改正する。

令和5年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1・2 略</p> <p>3 申請書を提出することができない者等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該営業種目についての申請をすることができない。</p> <p>ア 申請書提出日前2年以内に、参加を希望する営業種目における契約（鳥取県以外の者と締結したものを含む。）の履行を完了した実績がない場合。ただし、申請書提出日において新たに事業を開始してから1年を経過しない者が、1の(1)に掲げる営業種目について参加を希望する場合はこの限りでない。</p> <p>イ 略</p> <p><u>(3) 前号アに規定する契約の履行を完了した実績は、次に掲げる実績を含むものとする。</u></p> <p><u>ア 申請書提出日において参加を希望する営業種目における契約（複数年契約に限る。）を履行中である場合にあつては、当該契約を1年間以上履行した実績</u></p> <p><u>イ 申請者が相続、合併、分割、事業譲渡その他の事業者から参加を希望する営業種目に係る事業を承継していると認められる場合にあつては、申請者に当該事業を承継した事業者が承継前に履行したアに相当する実績及び承継前に履行を完了した実績</u></p> <p>4～10 略</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 申請書を提出することができない者等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該営業種目についての申請をすることができない。</p> <p>ア 申請書提出日前2年以内に、参加を希望する営業種目における契約（鳥取県以外の者と締結したものを含む。）の履行を完了した実績（<u>申請書提出日において履行中の当該契約（複数年契約に限る。）について1年間以上履行した実績を含む。</u>）がない場合。ただし、申請書提出日において新たに事業を開始してから1年を経過しない者が、1の(1)に掲げる営業種目について参加を希望する場合はこの限りでない。</p> <p>イ 略</p> <p>4～10 略</p>

## 鳥取県告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第

55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かわしま薬局	米子市日原61-2	令和5年4月1日

鳥取県告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から訪問看護ステーション等の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人地域福祉ネット	米子市錦町二丁目235	すみれ訪問看護ステーション	米子市錦町二丁目235	平成30年7月1日

鳥取県告示第188号

令和5年鳥取県告示第163号（鳥取県立農村総合研修所の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第6号）第11条第2項の規定に基づき令和5年3月22日承認したので、同条第3項の規定により告示する

令和5年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 利用料金		1 利用料金	
(1) 施設利用料			
区 分	金 額 (税別)	区 分	金 額
第1 研修室	1時間につき <u>900円</u> (税込 <u>990円</u> )	第1 研修室	1時間につき <u>840円</u>
第2 研修室	1時間につき <u>700円</u> (税込 <u>770円</u> )	第2 研修室	1時間につき <u>620円</u>
第3 研修室	1時間につき <u>700円</u> (税込 <u>770円</u> )	第3 研修室	1時間につき <u>620円</u>
第1 演習室	1時間につき <u>450円</u> (税込 <u>495円</u> )	第1 演習室	1時間につき <u>420円</u>
第2 演習室	1時間につき <u>300円</u> (税込 <u>330円</u> )	第2 演習室	1時間につき <u>250円</u>
第3 演習室	1時間につき <u>400円</u> (税込 <u>440円</u> )	第3 演習室	1時間につき <u>380円</u>

	円)		
農業情報室	1時間につき	1,100円 (税込 1,210円)	農業情報室
会議室	1時間につき	450円 (税込495 円)	会議室
宿泊料金	1泊 (素泊まり)につき	3,000 円 (税込3,300円)	宿泊料金
			1泊 (素泊まり)につき
			3,000 円
備考 略		備考 略	
(2) 設備利用料			
区 分	金 額 (税別)		
ノートPC	1台1回につき	500円 (税込550円)	
プロジェクター(HDMIケーブル付属)	1台1回につき	500円 (税込550円)	
レーザーポインター	1個1回につき	200円 (税込220円)	
WEBカメラ	1台1回につき	300円 (税込330円)	
WEBスピーカー	1台1回につき	300円 (税込330円)	
備考 利用回数は、午前 (午前9時から正午まで) 及び午後 (正午から午後5時まで) の区分ごとに1回とする。			
2 略	2 略		

附 則

この告示は、令和5年4月11日から施行し、同月1日から適用する。

鳥取県告示第189号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月11日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25-3	短期入所米子上福原	米子市上福原七丁目2-21	短期入所	令和5年4月1日
〃	〃	ソーシャルインクルーホーム米子上福原	〃	共同生活援助	〃

鳥取県告示第190号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「令」という。) 第158条第1項及び第158条の2第1項の規定

に基づき、使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、分担金、不動産売払代金、過料及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）別表第3に掲げる歳入の収納の事務を次のとおり委託したので、令第158条第2項（令第158条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

KDDI株式会社  
株式会社NTTドコモ

2 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

---

**鳥取県告示第191号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条の2第1項の規定に基づき、分担金、不動産売払代金、過料及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）別表第3に掲げる歳入の収納の事務を次のとおり委託したので、令第158条の2第6項において準用する令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社しんきん情報サービス  
株式会社セイコーマート  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
株式会社ファミリーマート  
株式会社ポプラ  
ミニストップ株式会社  
山崎製パン株式会社  
株式会社ローソン  
PayPay株式会社  
LINE Pay株式会社  
株式会社みずほ銀行

2 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

---

**鳥取県告示第192号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、県税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

KDDI株式会社  
株式会社NTTドコモ

2 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

---

**病 院 局 告 示**

**鳥取県病院局告示第6号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、鳥取県立厚生病院医事業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年4月11日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1 委託の相手

株式会社ニチイ学館

2 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和5年4月11日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年5月7日 午前9時から午前 11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人
令和5年5月8日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和5年5月22日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年5月9日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和5年5月16日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年5月23日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

令和5年5月30日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年5月30日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 借入物品の名称

鳥取県立倉吉農業高等学校情報処理室ほかパソコン等 一式

## (2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

## (3) 履行期間

## ア 借入期間

令和5年9月1日から令和9年8月31日まで

## イ 契約期間

契約締結日から令和9年9月30日まで

(4) 納入期限

令和5年8月31日(木)

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

本件入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。併せて、年度別の内訳金額を記載するとともに、課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付发出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和5年4月17日(月)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し(令和5年4月11日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立倉吉農業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒682-0941 倉吉市大谷166

鳥取県立倉吉農業高等学校

電話 0858-28-1341

電子メール kurano-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法



入札説明書は、令和5年4月11日（火）から同月27日（木）までの日にインターネットの鳥取県立倉吉農業高等学校ホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/kurano-h/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年4月11日（火）から同月27日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時45分までの間とする。ただし、交付期間最終日は午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月24日（水）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月23日（火）午後4時45分までとする。

イ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- （1）入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- （2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に令和5年4月27日（木）正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、契約申込金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

## 要

## (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set

(2) April 27, 2023 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 24, 2023 11:00 AM: Time-limit for submission of tenders

(May 23, 2023 4:45 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Kurayoshi Agricultural High School 166 Otani Kurayoshi-shi, Tottori 682-0941 Japan TEL : 0858-28-1341

-----  
 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載 一式
2 契約方式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定した日	令和5年3月15日
4 契約の相手方の名称及び所在地	株式会社新日本海新聞社 鳥取市富安二丁目137
5 契約金額	新聞広告掲載 1段当たり75,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。） 新聞広告版下制作 1段当たり6,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。） 新聞広告掲載日指定 1段当たり15,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。） 新聞広告掲載（お詫び・訂正・職員募集） 1段×1センチメートル当たり15,500円（消費税及び地方消費税の額を除く。） 県政テレビ番組案内掲載 1回当たり21,875円（消費税及び地方消費税の額を除く。）
6 随意契約による理由	他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するものを調達するものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号）
7 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県令和新時代創造本部広報課 鳥取市東町一丁目220

-----  
 一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県立鳥取湖陵高等学校CAD実習室Ⅱパソコン等賃貸借 一式
------------	--------------------------------

---

2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	令和5年3月13日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社ソルコム鳥取支店 鳥取市岩吉166-2
5 落 札 金 額	34,650,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	令和5年1月27日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県立鳥取湖陵高等学校 鳥取市湖山町北三丁目250